

令和3年度
津山市農業委員会
(7月定例会議事録)

令和3年7月12日(月) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 4. 堀江 政由 | 5. 仁木 紹祐 |
| 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 | 9. 筒塩 清美 |
| 11. 岡田 成子 | 12. 大塚 毅 | 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 |
| 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 | 18. 太田 裕恭 |
| 19. 山下 英男 | | | |

欠席委員(2名)

- | | |
|----------|-----------|
| 3. 池田 幸正 | 10. 寺元 久郎 |
|----------|-----------|

事務局(9名)

吉田 局長	高橋 次長	村上 主任	亀澤 主任	今井 主事
定兼 主査	小椋 主査	濃野 主幹	松田 参事	

議 事

- 議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 27号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 28号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 29号 非農地証明願承認について
- 議案第 30号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 31号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 32号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 9号 農地転用届出書の受理について
- 議案第 33号 津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和3年7月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番池田委員、10番寺元委員から欠席の連絡を頂いております。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

みなさま、足下の悪い中、大変ご苦勞様でございます。鬱陶しい梅雨が続いておりますが、予報によると今週からお天気マークが付き始めて梅雨明けが近づいておるようです。ですが、まだ雨が続きますので、体調管理には十分気をつけていただければと思います。また、事務局から説明があると思いますが2区の推進委員さんの後任について、1名の応募があったと聞いております。後ほど詳しい説明があると思います。

太 田 委 員

それから、私事ではございますが、つたない会長と致しましてなんとか一年間やってまいりました。これもひとえに委員の皆様のご指導並びにご協力の賜と感じております。この場を借りてお礼申し上げます。後2年間ございますので今後ともよろしく願います。それでは先程行われました運営委員会の報告を太田運営委員委員長さんよろしく願います。

長 森 会 長

先ほど開催されました第4回運営委員会について、私から報告します。本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしく願います。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。12番大塚委員、13番吉野委員、願います。

事務局（津山）

それでは、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明願います。

それでは、議案第26号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から3件、勝北地区から2件、久米地区から1件、合計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、志戸部の76歳の男性から、沼の48歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、1-2と1-5は譲受人が同一のため、一括して説明します。東新町の50歳の女性及び二宮の52歳の男性から、岡山市南区飽浦に本店を置く、有限会社への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は岡山市ですが、農業拠点が久米南町にあり、申請地までの通作距離は概ね28kmと問題はありません。また、経営農地欄が空欄となっておりますが、取得後の面積が30aを超えるため、耕作面積証明の添付は求めています。久米南町にて耕作を行っている申出を受けており、久米南町農業委員会に問い合わせたところ、耕作放棄地等もなく、農地所有適格法人である旨の回答を得ています。

続きまして、1-3についてですが、高野山西の82歳の男性から、同じく高野山西の50歳農業を営む女性への、親子間贈与による所有権移転です。

続きまして、1-4についてですが、東田辺の63歳の男性から、岡山市中区乙多見の61歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。譲受人の住所は岡山市ですが、農業拠点が東田辺にあり、申請地までの通作距離は概ね0.1キロと問題はありません。

以上、津山地区の申請5件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（加茂）

津山地区分の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、奈良県香芝市の71歳の女性から、加茂町公郷の66歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

2-2についてですが、加茂町下津川の85歳の男性から、同じく加茂町下津川の60歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。

2-3についてですが、堀坂の79歳の女性から、加茂町公郷の31歳農業を営む女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、地元委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、加茂地区の申請3件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、津山口の58歳の女性から、大吉の60歳団体職員の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、4-2についてですが、鹿児島県鹿屋市の77歳の女性から、安井の39歳無職の男性への新規就農による所有権移転です。現在、高知県から空き家を取得し移住しており、空き家に付随した農地として、下限面積引き下げ分になります。申請地までの通作距離はほとんどなく、問題はあります。営農計画書と、計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、地元委員との面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、勝北地区の申請2件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1についててですが、大阪府堺市の71歳の男性から、総社市福井の50歳自営業の男性への、新規就農による所有権移転です。譲受人の住所は総社市ですが、申請地近くの空き家を取得し、今後の状況を鑑みながら、まもなく移住してこられる予定であり、空き家に付随した農地として、下限面積引き下げ分になります。申請地までの通作距離はほとんどなく、問題はあります。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、地元委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお 詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第26号の説明は以上です。

長 森 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは担当委員から意見をお願いします。

1区大山です。1-1について説明します。受人は推進委員もしております、酪農経営ということで面積もかなり大規模になっております。2区の推進委員さんに聞いたところ問題ないのご意見でしたので、1区としても問題ありません。

小 島 委 員

7番小島です。1-2ですが、一昨年、去年と久米南町の耕作されているところを見に行きました。荒れているところもよく耕作されており、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、1-3についてですが、親子間ですし、一生懸命されている方なのでよろしくをお願いします。

仁 木 委 員

5番仁木です。1-4ですが、渡人と受人は隣同士と言っていい程の位置関係でありまして、受人はお父さんが亡くなられた後、毎週本家に帰られていて農地の管

理や野菜作りを一生懸命されていますので、問題ありません。よろしくお願ひします。

長 森 会 長 1 番長森です。1-5 上横野ですが、先程 1-2 小島委員さんが言われましたのと同じ受入でありまして、問題ないと思います。お願ひします。

山 下 委 員 1 9 番山下です。2-1 ですが、別段問題ありませんので、よろしくお願ひします。

竹 内 委 員 1 7 番竹内です。2-2 ですが、親子関係で現在も一緒に百姓されているという状況です。

堀 江 委 員 それから、2-3 ですがやる気満々で、軽トラやトラクター、耕運機などを購入されており、現に作物を作っておられます。よろしくお願ひします。

岡 田 委 員 4 番堀江です。4-1 ですが団体職員の方が定年を迎えるということで増反をするということなのでよろしくお願ひします。

植 本 委 員 1 1 番岡田です。4-2、受人さんに面接させていただきました。高知からインターネットで調べて津山が良かったそうです。元消防士で体格も良く徐々に田んぼを増やしていきたいそうです。応援したいと思いますのでよろしくお願ひします。

長 森 会 長 1 6 番植本です。5-1 につきまして事務局の説明のとおりで、推進委員さんと面談も致しました。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

* 長 森 会 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局の説明並びに担当委員からの意見がありましたが、本案について皆さんご質問等ありますか。

* 長 森 会 長 ありません。

* 長 森 会 長 ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。

* 長 森 会 長 < 多数、挙手 >

事務局(津山) はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。

続きまして、事務局、議案第 2 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について説明お願ひします。

それでは、議案第 2 7 号の説明をいたします。今回、津山地区から 2 件、勝北地区から 1 件、合計 3 件の申請です。議案書のページは 7 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1 番・草加部の田、392㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第 1 種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は、露天の車両置場です。転用事業者は、加茂町成安にお住まいの 4 8 歳自営業の男性です。転用事業者は、申請地の隣接地で平成 1 9 年から自動車整備業を営んでおりますが、近年顧客が増え、業績が堅調に推移し、既存の車両置場では手狭となっていることから、申請地を車両置場として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側に擁壁、西側、南側に法面を設け、雨水排水については、既存水路へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。草加部町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

続きまして、1-2 番・東一宮の畑、427㎡の件についてです。農地区分は、おおむね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第 1 種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は、露天駐車場です。転用事業者は、下横野にお住まいの 6 5 歳酪農業の男性です。隣接する食品加工工場からの申出を受け、隣接する申請地を露天駐車場として整備し貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地と同じ高さに造成し、周囲の法面は現状を維持し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第 1 種農地の転用は原則不許可で

事務局（勝北）

すが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野東の畑、328㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、坂上にお住まいの60歳自営業の男性です。申請地西側で息子が自営業で車両の板金塗装や整備業を営んでおりますが、事業も順調で手狭となり、来客者駐車場の確保も必要なことから、申請地を駐車場として整備し、貸し出すため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側と東側にL字構を入れ、南側はコンクリート擁壁があり、西側は宅地部分と同じ高さにして進入路とし、雨水排水については碎石を敷き自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。工門町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第27号の説明は以上です。

長 森 会 長
小 島 委 員
仁 木 委 員

はい、ありがとうございました。続きまして担当委員からご意見をお願いします。

7番小島です。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

5番仁木です。1-2につきまして、申請人は酪農家ということですが。農地は第1種ですが、曲がりくねった水路の向こうにある構造改善されていない土地であり、貸し付けるのが食肉業者ということで畜産振興の理にかなっているのかなと思っています。よろしくをお願いします。

尾 島 委 員

6番尾島です。4-1について説明します。親子間の貸し借りのようでございます。お父さんが子どもに貸すために転用されるとということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局の説明並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

*

ありません。

長 森 会 長

はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛成の方、挙手をお願いします。

*

長 森 会 長

《 多数、挙手 》

はい、賛成多数という事で原案通り承認します。

続きまして議案第28号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案第28号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転1件の合計10件の申請です。議案書のページは、8ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・小田中の畑、467㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.1m程度の居宅1棟及び全高2.1m程度のカーポート1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は、大谷にお住いの共に34歳会社員のご夫婦です。現在、アパートにて生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから、将来のことを考え、夫の父から申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側、北側に擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田中町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・志戸部の田、489㎡、所有権移転の件についてです。農地

区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.1m程度の建売住宅2棟で建ぺい率は23%です。転用事業者は、小田中に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁と側溝を設け、雨水排水については、既設排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・大田の畑、951㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は細工町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路に流入させ対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・高野山西の畑、666㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m～7.8m程度の建売住宅4棟で建ぺい率は29%です。転用事業者は、吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設け、雨水排水については、側溝を設け、既設排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・高野山西の田、2,323㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高7.0m～8.3m程度の建売住宅7棟、道路及び法面で建ぺい率は28%です。転用事業者は、1-2番と同じ事業者です。転用にあたり、境界部分については、法面及び側溝を設け、雨水排水については、既設排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川下流開拓西部改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・院庄の畑、833㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場で、施設の概要は露天駐車場及び露天資材置場です。転用事業者は、院庄にお住いの47歳会社社員の男性です。転用事業者は、申請地の隣接地で管工事業を営んでおりますが、近年業績が堅調に推移し、既存の駐車場用地や資材置場では手狭となっていることから、申請地を譲り受け、露天駐車場として整備し、会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、表土をすき取り、砕石敷きを行います。既存の擁壁があり、雨水排水については、自然浸透及び既存水路へ流入させて対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

事務局（勝北）

続きまして、1-7番・日上の畑、41㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、岡山市に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は電気工事業です。申請地の近隣に津山支店を設け、業務を行っておりますが、支店の敷地及び隣接で借り受けている駐車場だけでは、保有車両及び従業員通勤車両が収まらなくなっていることから、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、隣地と同じ高さまで造成し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。日上町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・東一宮の田、418㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地1区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は上河原に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、北側、南側に既設擁壁があり、西側に新設擁壁を設置し、雨水排水については、溜桝を設け、既存の道路側溝に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・原の畑、258㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅で、施設の概要は、木造2階建て全高7.4m程度の住宅1棟で、建ぺい率は34%です。転用事業者は、東一宮にお住まいのいずれも38歳会社員のご夫婦です。現在、アパートで生活していますが、子供の成長に伴い手狭となり、将来のために申請地を購入し住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側に擁壁を設置し、雨水排水は既存排水路に接続させ、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。原町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・油木北の田、424㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平家建て全高4.2m程度の住宅1棟及び全高3.0m程度のガレージ1棟で、建ぺい率は27%です。転用事業者は、上河原にお住まいの29歳教員の男性です。現在、アパートにて生活していますが、手狭となったことから、将来母親の実家の跡取りとして実家を管理していくために、母親の実家に近い申請地を母親から譲り受け、住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛り土で土止めをし、雨水排水については敷地内周に排水路を設け既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。油木下町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第28号の説明は以上です。

長	森	会	長	ありがとうございます。続きまして地区担当委員のご意見を申し上げます。
大	山	委	員	1区大山です。1-1、1-2、1-3について説明します。3件とも許可要件は全てクリアできているので問題ないと考えております。以上です。
小	島	委	員	7番小島です。1-4と1-5、行ってまいりましたが、問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
長	森	会	長	1-6ですが事務局の説明通りです。池田委員より特に問題ないと報告を受けております。よろしく申し上げます。
坂	本	委	員	8番坂本です。1-7ですが駐車場ということで先程の説明のとおりです。問題ありませんのでよろしく申し上げます。
仁	木	委	員	5番仁木です。1-8につきまして、第3種農地でありますし、住宅の中ということで問題ありません。よろしく申し上げます。
岡	田	委	員	11番岡田です。4-1について事務局が説明した通り問題ないと思います。よろしく申し上げます。
太	田	委	員	18番太田です。600㎡程の田んぼを分筆しての申請になっております。事務局の説明通りでお母さんの妹さんが隣におられて、老後の介護をするという意味もあるということ聞いています。問題はないのでよろしく申し上げます。
長	森	会	長	はい、ありがとうございます。事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお聞きの通りでございます。本案につきまして何か皆さんご質問等、ありませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい、挙手多数という事でございます。よって本案は原案通り承認といたします。ありがとうございます。
				続いて議案第29号非農地証明願承認ついて上程いたします。筆頭者の方は説明をお願いします。
仁	木	委	員	5番仁木です。1-1、一宮の雑種地となっておりますが、平成15年頃から駐車場として使っていたようです。よろしく申し上げます。
長	森	会	長	1番長森です。1-2、上横野の件ですが、先代が平成3年頃農業用倉庫を建てられたということでやむを得ないと思いますので、よろしく申し上げます。
堀	江	委	員	4番堀江です。4-1ですが、現在墓地管理地になっておりますのでよろしく申し上げます。
岡	田	委	員	11番岡田です。4-2、昭和53年頃に家を建てた時に離れを畑に建ててしまったところが問題になっております。よろしく申し上げます。
				4-3、平成6年頃、父親が農業倉庫として使っていたのですが、現在は亡くなられて若い方が駐車場として使っております。現地に行って確認してまいりました。よろしく申し上げます。
長	森	会	長	はい、ありがとうございます。筆頭者の皆様のご意見はお聞きの通りですが、何かご意見ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第30号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明をお願いします。
大	山	委	員	1区大山です。1-1について説明します。これは林田と野介代の境のようところで、山の中ということで4輪駆動でもいけないような状態ですので、仕方ないと考えております。
高	山	委	員	14番高山です。1-2について説明します。大雨の際に加茂川が氾濫しまし

			て、申請地への進入路が完全に消失してしまい、現状に至ったもので、完全に原野化していますのでよろしくをお願いします。
小島委員			7番小島です。1-3から1-8ですが、写真のとおり荒れてしまっていますので、よろしくをお願いします。
竹内委員長			17番竹内です。2-1ですが数年前から、原野化しています。
長森会長			ありがとうございました。筆頭者の説明は只今お聞きいただいた通りでございます。本案についてご質問、ご意見はございませんか。
	*		ありません。
長森会長			ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長森会長			賛成多数ということで、原案通り承認されました。
			続きまして、議案第31号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局			議案第31号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、16ページから21ページです。16、17ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区5件、勝北地区2件、久米地区7件の合計14件、所有権移転によるものが津山地区2件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第31号の説明は以上です。
長森会長			ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。
	*		ありません。
長森会長			ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長森会長			賛成多数ということで、原案通り承認されました。
			続きまして、議案第32号農用地利用集積計画の承認について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局			議案第32号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、22ページから28ページです。22ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、津山地区12件、加茂地区1件、勝北地区5件、久米地区6件の合計24件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第32号の説明は以上です。
長森会長			ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか
	*		ありません。
長森会長			ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長森会長			賛成多数ということで、議案通り承認されました。
			続きまして、報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事務局			報告第8号について説明します。議案書のページは29ページから35ページです。今回は、相続によるものが11件74筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。
			報告第8号の説明は以上です。

長 森 会 長	はい、ありがとうございました。
事 務 局	続きまして、報告第9号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
長 森 会 長	それでは、報告第9号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、36ページです。今回は、1件です。
事 務 局	1-1につきまして、山方の田、2,743㎡のうち115㎡に農業用倉庫、井戸、トイレを設けるといいます。なお、申請地は経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定が承認されている農地になります。
長 森 会 長	報告第9号の説明は以上です。
事 務 局	ありがとうございます。それでは、議事はここで終わりましたが委員のみなさまから、何かございますか。
長 森 会 長	ありません。
事 務 局	議案第33号津山市農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱の承認について事務局、説明をお願いします。
長 森 会 長	それでは、議案第33号の説明をいたします。この件は、6月定例会において安達推進委員の辞任の承認を行ったことに伴い、欠員となる農地利用最適化推進委員1名の後任を委嘱することについて審議するものです。任期は令和3年8月1日から令和5年7月19日までとなります。なお、運営委員会において委嘱についてご協議いただき、承認を受けておりますことを申し添えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
事 務 局	事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。左子さんですが承認してよろしいでしょうか。賛成の方挙手をお願いします。
長 森 会 長	《 多数、挙手 》
事 務 局	賛成多数ということで、左子推進委員さんの就任が承認されました。事務局、次回の開催について説明をお願いします。
長 森 会 長	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
事 務 局	次回、8月の定例委員会ですが、令和3年8月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、8月の定例委員会ですが、令和3年8月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。
長 森 会 長	運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。
事 務 局	また、農業委員会にご出席いただく委員の方において、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加を自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。加えて、会場入り口には、手指消毒用の消毒液、体温計、予備のマスクを置いてございますので、ご利用いただきたいと思います。
長 森 会 長	事務局からの連絡は、以上でございます。
事 務 局	ありがとうございます。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩
